

第19章 司法

19-1 刑事事件

(単位 人)

年次・区分	受理			既済	未済	
	総数	旧受	新受			
盛岡地方裁判所	令和 2年	667	126	541	547	120
	3年	781	120	661	704	77
	4年	772	77	695	682	90
	5年	890	90	800	753	137
	6年	813	137	676	732	81
	(令和6年内訳)					
	訴訟	352	131	221	276	76
その他の事件	461	6	455	456	5	
盛岡簡易裁判所	令和 2年	1,929	21	1,908	1,911	18
	3年	1,949	18	1,931	1,945	4
	4年	1,654	4	1,650	1,649	5
	5年	1,970	5	1,965	1,962	8
	6年	2,246	8	2,238	2,231	15
	(令和6年内訳)					
	訴訟	6	1	5	4	2
略式事件(道路交通法違反等)	299	—	299	296	3	
略式事件(上記以外)	218	7	211	208	10	
その他の事件	1,723	—	1,723	1,723	—	

資料 盛岡地方裁判所

- 注) 1 「旧受」は前年以前に受付、「新受」は当該年受付、「既済」は当該年終了事件、「未済」は持ち越し事件、「訴訟」は第一審及び再審事件のことである。
 2 道路交通法違反等は、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反のことである。

19-2 裁判員裁判対象事件の概況

(単位 人、%)

年次	新受人員	裁判員候補者名簿登録数(a)	選定された裁判員候補者の数	選任された裁判員の数(b)	選任された補充裁判員の数(c)	選任率 (b+c)/a
令和 2年	4	1,200	730	30	10	3.3
3年	8	1,200	415	30	10	3.3
4年	5	1,100	565	31	10	3.7
5年	10	1,000	650	32	10	4.2
6年	4	1,000	710	36	12	4.8

資料 最高裁判所事務総局「令和6年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」

注) 「新受人員」とは起訴された員数のことである。

19-3 民事事件

(単位 件)

年次・区分	受理			既済	未済	
	総数	旧受	新受			
盛岡地方裁判所本庁	令和 2年	3,150	1,098	2,052	2,161	989
	3年	3,111	989	2,112	2,049	1,062
	4年	3,145	1,062	2,083	2,112	1,033
	5年	3,223	1,033	2,190	2,153	1,070
	6年	3,624	1,070	2,554	2,372	1,252
	(令和6年内訳)					
	控訴	14	5	9	7	7
第一審訴訟	377	152	225	203	174	
破産	578	168	410	402	176	
行政第一審訴訟	31	14	17	6	25	
その他の事件	2,624	731	1,893	1,754	870	
盛岡簡易裁判所	令和 2年	1,590	138	1,452	1,456	134
	3年	1,362	134	1,228	1,244	118
	4年	1,194	118	1,076	1,065	129
	5年	1,312	129	1,183	1,169	143
	6年	1,361	143	1,218	1,221	140
	(令和6年内訳)					
	第一審訴訟	594	107	487	487	107
調停	104	26	78	88	16	
その他の事件	663	10	653	646	17	

資料 盛岡地方裁判所

- 注) 1 盛岡地方裁判所本庁... 第一審訴訟～通常訴訟、手形・小切手訴訟
 2 盛岡簡易裁判所 ... 第一審訴訟～通常訴訟、手形・小切手訴訟及び少額訴訟

19-4 家事審判事件

(単位 件)

年次・区分	受理			既済	未済
	総数	旧受	新受		
令和 2 年	3,109	165	2,944	2,781	328
3 年	3,325	328	2,997	2,839	486
4 年	3,392	486	2,906	3,124	268
5 年	3,298	268	3,030	2,866	432
6 年	3,688	432	3,256	3,451	237
(令和 6 年内訳)					
別表第一事件	3,615	414	3,201	3,407	208
別表第二事件	73	18	55	44	29

資料 盛岡家庭裁判所

注) 1 盛岡家庭裁判所本庁における件数である。

2 「旧受」は前年以前に受付、「新受」は当該年受付、「既済」は当該年終了事件、「未済」は持ち越し事件、「別表第一事件」は専ら審判の対象、「別表第二事件」は審判と調停の双方の対象のことである。

19-5 家事調停事件

(単位 件)

年次・区分	受理			既済	未済
	総数	旧受	新受		
令和 2 年	712	188	524	460	252
3 年	675	252	423	429	246
4 年	696	246	450	477	219
5 年	673	219	454	444	229
6 年	687	229	458	421	266
(令和 6 年内訳)					
別表第二事件	422	133	289	251	171
別表第二以外の事件	265	96	169	170	95

資料 盛岡家庭裁判所

注) 盛岡家庭裁判所本庁における件数である。

19-6 少年保護事件

(単位 人)

年次・区分	受理			既済	未済
	総数	旧受	新受		
令和 2 年	159	19	140	139	20
3 年	142	20	122	121	21
4 年	150	21	129	123	27
5 年	178	27	151	142	36
6 年	220	36	184	169	51
(令和 6 年内訳)					
一般保護事件	175	31	144	134	41
道路交通法違反	45	5	40	35	10

資料 盛岡家庭裁判所

注) 盛岡家庭裁判所本庁における人員である。